墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２９年３月３０日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第１号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成２７年墨田区条例第４１号）の一部を次のように改正する。

別表第１区長の部１の項を同部１の２の項とし、同部に１の項として次のように加える。

１　墨田区後期高齢者医療に関する条例（平成２０年墨田区条例第１４号）による葬祭費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

付　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。